會學濟經學大國帝都京

號

行破	七日一月二年 九和昭	
新着外國經濟雜誌主要論題 がっトウィルに關する一研究經濟學士用 杉 競 一 競 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	變 政 生 スの ま こ さて… きて… かる 取 引 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

禁

轉 載

農村經濟更生運動の目標

木 芳 之 助

八

業の振興を圖りて民心の安定を策し進んで農山漁村の更生に努むるは刻下緊急の要務たり…… 其の經濟生活の上に之を徹底せしめ以て農山漁村に於ける産業及經濟の計畫的組織 芟除に努力せしむる要あり之が爲には農村部落に於ける固有の美風たる隣保共助の精神を活用し 經濟の運營及組織の根柢に橫はるものある實狀を明にし農山漁家の自醒を促すと共に其の禍因の 下農村疲弊の由來せる素因が啻に輓近內外經濟界の異常なる不況に職由するのみならず深く農村 村經濟更生計畫に關する農林省訓令』中に於て「農山漁村疲弊の現狀に鑑み其の不況を匡救し 下盛に各地に起されつゝある。この運動の目標と之が實現の方法とに關し、農林大臣は せざるべからず」と。卽ち之によれば農村經濟更生運動の特徴は、 農村經濟更生計畫の名を以て呼ばれる農村經濟の建直し運動は、 **暫に現下不況の應急的匡救對** 國家の指導と獎勵の下に、 的 刷 『農山 新を企圖 現 產 漁 E

農村經濟更生運動の目標

第三十八卷 五二九 第二號 五七

策たるに留らず、 る所以である。 んとするものである。 あ ź. 加 して之が實現は農村の固 農村經 これ今日の農村經濟更生運動が農民の自治的、 濟機構の 根本的改善を行ひ、 有の美風たる隣保共助の その將來の 精神による農村の自力更生運動 發展に對する地盤を確 協同的運動であると稱され に俟た するに

立され 導くべ らである。 經濟 めて農村經濟更生計畫の具體的諸方策の當否が批判され得るであらう。 程度を正しく認識することによりて、その病狀に適應して緩急宜 を發見することによりて、 より起れる農村疲弊の病狀並にその程度とを充分明にせなければならない。 折角農村 である。 農村 併せて此の疲弊の程度を明にせなければならない。 。 の き地 經 建直しは たる諸方策が、 此等の諸方策を以てして農村疲弊の真の病源を除去し、之を根治し得るのでなけ 經 濟 故に此の農村疲弊の根本的原因と其の疲弊の程度とに對する充分なる認識の上に、 盤 更生運 齊更生運動を喚起しても、 を興 期待し得な 動 ふるも \hat{O} 我國農村疲弊の根本的原因の芟除に對して果して當を得てゐるか否 目標は右の如く、 のであるから、 之を根本的に治癒し得る方策を樹て得るからであり、 Ļ٦ であらう。 それは一時の應急對策たるに留り、 先づ第一に問題となるは、 農村疲弊の根本的素因を芟除し、 だか ら我々は先づ第一に目下の農村疲弊の原因を探 謂はゞ農村疲弊の根本的病源と此 しきを得る方策を樹立 農村經濟更生計畫中に 農村 これによつて真 卽ち農村 をして真 またその 疲弊 し得るか σ 液弊の がて樹 繁楽に の病源 の病 の農村 かの n ば 初 源 究 點

保共 弊の 農民 携して行はれるにあらずんば、 因 決出 分な Ţ 織 Ł 種 生は農村の隣保共助の精神を基調とするものであるから、 村民の責任に歸すべきものもあるが、 ል 々の農家が聯絡なき孤立的努力を繼續するのみにては、その目的を達し得ざるを以て、 を同 農村疲弊と言ふも、 る を刈り取ることにあると農林當局 の重要視され 第二に問題 如く、 原因 助 の 來るものなりや否やを探究せなければならない。 る發露 よくこの 集團 Ó 一時に芟除するにあらずん 精神を基調とする農村の自力更生が要求されてゐる。 は之を外部 農村疲弊の原因の全部を農村自ら刈り取るべきことを意味するものではな を開 的 一努力が 任務に堪へ得るや否やに就て、充分に吟味せなければならない。 となるは、 る所以である。 害する原因 要求される。 的 兩者何れの原因より來りたる 原因と内部的 農村經濟更生計畫の實現の方法である。 b\$ 75. ば、 故に我々は第一に現實の農村 充分なる效果を發揮し得ないであらう。 これ農村經濟更生運動に か否かを吟味 換言すれば農村の自力更生運動 は敎へてゐる。 原因とに分ち、 また農村施設の缺陷より已むを得ず起れ Ĺ 併 併 カ> 自力更生の限界は後者、 明 この際注意すべきは、 せて之が芟除は農民の し農村自ら蒔 確に區別し 際し、 現在の農村機構 協同 この場合、 この計畫の實現に關 組 特に産業組 得ない は國家農業政策と同 Į, 合組織が農民の自治 た種 故に國家 場合も多い 自力更生とい σ OĤ Ħ 世 合の如 中 卽ち 人の 第二に此 Ċ 力 Ċ るもの 農村自 は $(\mathbb{D}$ **(**‡ は農村經 き協 往 j. 此 から、 勿論 b 々に 9 0 ن ا 0 しては、 必然的 畤 あ 7 精 組 ጴ \mathcal{O} 同 ら蒔 農村 して考 6 1 Ź Ō 훼 自 織 濟 組 直 兩原 万 ٤ 更 相 接農 7> 合組 Oしっ 隣 充 個 更 疲 解 Ţī 提 7=

農村經濟更生運動の目標

第三十八卷 五三一 第二號 五九

補ふべ 更に進んでは農村の自力運動に適切なる國家的指導統制を加 運動に於ける農村の集團的自力の限界を認識し、その短を補ふに國家政策による援助を以てし、 き國家活動とは相融合して、 有機的混合物たる實質を備ふるに至らなければならないもの かくて農村民の自力活動と之を

である。

きものなるを以て、先づ我々は農村疲弊の根本的原因に就て充分なる認識を持たなければならな 農村經濟更生運動は農村疲弊の根本的素因を芟除し、 勿論我國農村疲弊の原因は多々あるが、茲では其の主要原因に就て概觀しやう。 農村を真の繁榮に導くべ き地 盤を與 ふべ

して、我が農村は日用品、 た兼業の多くを失ひ、之は漸次工場生産化されて農村を去つた。卽ち農村の交換經濟化の結果と よりも低廉なる犧牲を以て上質のものを購入し得るに至れるが、 き勞力はなすべき仕事がなく、 一我が農村經濟が交換經濟化したる結果として、農家は日用品乃至は農耕用品に就 肥料其他の購入代金の支出を新に増加したるが、併しその代金を稼ぐ 其の一部は遊食せざるを得ざるに至 しかし他方に於て從來なし來つ った。 ては、 從來

殊に最近に於ける都市の不況によりて農村に於ける人口流出の困難を生じ、之を農村に於て養ふ れによりて耕地擴張に限りある我國に於ては、さらでだに强き過小農化の傾向を一層助長する。 二我國農村人口 は既に飽和狀態に達したる上に、 その出生率は都會のそれよりも大である。こ

には農家 一戶當 りの耕地 面積 は漸次遞減せざるを得ないこととなる。 カ> ゝる農村 人口 の過 剩 かっ

家經濟を不斷 に壓 迫 するものである。

ため、 ど都會に集中し、低利資金として地方に還元されるものはその一部であるから、 やうに受けやうとすれば遙に多額の支出を要する。 他産業者に比してより重いのは周知の事實であるが、 村の資金が一層缺乏する。 るため、 三農村は一般に都會に比して種々なる點に於て不利益を蒙つてゐる。 々ある。 農村を去つて都會に移住する不在地主により、 都會より遙に重 く負擔 國民平等の負擔であるべき兵役に就ても、 してゐる。 更に 都會に比 また農村の掛ける保險金、 其の他敎育、 Ū 般農民の租税負擔が一 て一層重き農村の 醫療方面に就ても都會と同 農村住民は 即ち農業者の租税負擔が 圳 郵便貯金等は殆 層過重となること 方税負擔を発 啻さへ少な 體 格が優 n n 7 農 7.) h 3

るが、 助の精神を基調とする自力更生運 生活を壓迫する。 四我國の小作料は、最近は漸次低下する傾向にはあるが、尙ほ一般的に高率にして、 實際は反つて小作問題の激化を報じてゐる。この農村內部の紛糾 非常時日本の雰圍氣に於ては、 動の進展を阻害し、 小作問題は事實以下に過小に評價され勝 ひいて農村の疲弊を促す。 は、 農村 に於ける隣 小作農 ち 保共 であ 0

(五) これは一面 最近數年來 よりの農産物、 般經濟界の不況による購買力の減退に基くが、 殊に米、 繭、蔬菜等の價格下落が最も主なる農村疲弊の 他面それぞれの農産物の 原因 側 に於 をな

農村經濟更生運動の目標

收支均衡を困難ならしめ、 格の騰貴及び低落を遲らせ、從て兩者の問にも價格差が生する。この價格差は、一面農家經 は、 難きに基く。 ても特殊の原因がある。米に於ける植民地米の壓迫、繭に於ける人造絹絲の壓迫の如き之である。 て、下向的又は上向的價格差の重壓を受ける。これ農産物に於ては、生産者の多數、 定、强度の腐敗性、 六一般不況期に於ても、今日のインフレーション時期に於ても、農産物は獨占的工業品に比 農産物の庭先相場を不當に低からしめ、農家の購入品の價格を不當に高からしめ、 また農産物の販賣、農業用品及び日用品の購入過程に於ける多數の中間商人の介在 自然の恣意による生産調節の困難等により、生産及び販賣上の 他面農産物の生産費低下を困難ならしめる。 生產時期 統制 夫 で々の慣 を加 Ø

生活程度が著しく向上 となり、また冠婚葬祭に不當の出費を要する等、 ることもある 七農家の消費經濟に就て見るも、 その生活程度を急激に引き下げ得ざるため、農家家計上の收支均衡を失し、負債を被ること した るが、 最近數年來の不况に由來する急激な.る農家所得の減退に應じ かの歐洲大戦の好況時代に農家所得が激増し、ために 家計上の不合理なる點より農村の疲弊を齎らせ \mathcal{O}

なく、その相當なる部分は地主の負債たること、農民の有する郵便貯金、貯蓄銀行預金、 合預金も相當の額に達すること、其他個人貸付金中に於ける農業者相互間のものも少なからざる 八今日の農村負債は四十五億乃至五十億圓と推定される。勿論これは全部眞の農民の負債では 信用 組

農産物や副業品の増産を齎すこととなるであらう。加之、 ŧ 達せられざる限り、 を緩和するやう圖ることが急務でなければならぬ。併しこの兩方面への農村人口の流出が、 遞減する傾向にさへある。從て海外移住や都市への移轉によりて、農村に於ける過剰 は ざれば、 の工業化等によりて、 樹立さるべき具體的諸 るべきである。 こと等を斟酌すべきであるが、 農村疲弊の根本的原因を認識したる上は、農村經濟更生運動の目標は、 相當多くの 先づ第一に生産部面に於ける方策に就て吟味しやう。 以上列舉せる諸點が今日の農村疲弊の主因をなすものである。 之等諸原因の芟除に向けられなければならないのは當然である。 農産物價格下落の甚だしき今日に於ては、 農家は個人經濟の觀點から收入の減少を防ぐために、 餘剰勞働力の存する上に、 茲では農村の一生産部面、二流通部面、三金融部面、 農業經營の多樣化、 農村の人口收容力の増加を圖らなければならない。 方策に就て吟味することとする。 それでも尚ほ農民の負債は相當の巨額に達する。 上述の第二の原因により一農家當りの耕地 集約化によりて其の生産力の増加に努め、 農家經濟に大いなる壓迫となる。 上述せる第一の原因により今日の農村に 不况期に於ては、 生産物單位價格の低 されば農村經濟更生運動の目標 四農家消費經濟部面 併しその結果 この認識の上 適當なる統制 その利拂だけ 下を補 また農村 面積が 人口

次第に

の

壓力

12

樹立さ

於て

農村經濟更生運動の目標

五 三 五

第二號

ふに生

は當然に

副

俄に

を加

24

不况 關 產 彻 係 數 8 却 無 量 視 の 増 す 深 加 3 增 烫 產 以 7 は J. 反 h つ ځ τ し 單 7: Z 位 うらう。 價 Ó 格 結 果 を 茲 下 増 落 產 を 增 t) 伌 產 し め すこととな 問 題 結 \mathcal{O} 局 困 難 農 る かゞ 村 あ 0 然 總 所 る 得 E 農 Z 產 減 物 炒 ++ Þ 副 U 業 め 品 の 需 朴 0) 給

P

7.

Ø

ることとな

3

あ

E

る

13 τ 惹 3 (1)起 增 Ž 產 產 n 問 30 避 る 顥 0 需 農 要 且 村 0 經 涽 つ 3 加 濟 更 腪 Þ 生 農 国 酌 計 產 な 畫 177 し つ 0) (= 儒 於 > V 燛 之に 彈 3 農產 力性 照 應 坳 30 拟 U 0 て生産 酌 增 產 て 0 數 目 艃 量 標 產 11 z 1: 徐 徐 ţ. 々 12 ħ 17 Ĺ (: 增 3 现 加 1 #7L し きも る人 之に より 農 琘 荻 加 O τ (: 急 より 總 收

入

を増

3

ż

努

න්

15

V

n

ば

な

Ġ

内に於 農産 (才) 띪 6 i: 代替 る生産 點 より する 专 濄 内 剩 n かゞ 地 ば 農 起 らず、 先づ 產 띪 第 0 從 增 12 て國 加 增 12 置 內 產 0 15 ζ 於け ベ 目 Ş 標 る農産 C は あ ر اه 海 物 外 價 增 產 0 格 輸 か の 下 出 農 落 0 產 Z 爾 惹 品品 方 起 面 0 增 しな 1 加 向 (7) b 海 外 九 Ĵ る 限 b b 0 輸 國

代替する る。 如き之で 樣 (묘) 第 但 0 る自 區 金肥 ある 別 增產 給 から 認 肥 σ 節 め 料 0 此 b 約 目 等 市 標 n 0 の 販 如 る は 增 0 自 きは 醬 產 給 そ 油 は 經 0 農産 代 濟 本 替 邦農業 は 部 物 す 都 面 價 る 市 0 格 生 自 充 製 15 實擴 造工 家 産力を著しく 直 釀 接 業 造 張 影響を及ぼ 醬 12 밂 置. 油 12 代替 3 低 べ 洋 ž F 服 す Š ی る t 地 な 首 あ U 12 6. Ź, あざ 代替 給 か 生產 5 る限 この す 物 3 大 5 場 ホ 0 しっ 增 合、 1 ł 產 ۷, 凝 般 自 ス 勵 کر 例 給 世 す 生 人 2 服 ば 產 0 3 考 物 金 地 等 肥 15 £. C あ の

如

左程大なるを得な

6.

憾か

ある。

第二

は

他

0

農村に於て生産さ

n

る農業及び農副

業

品に

代替 昭和七年度に於ける農家生産物の輸出價額は四億九千五百萬圓にして、その内生系は三億八千二百萬圓を占めてゐる。同年度の農産物の輸入價額は六億 I) 七千四百萬圓にして、その內繰綿は四億四千七百萬圓を占めてゐる。詳細なる品目及びその價額に就ては、昭和七年度農家生産物輸出入狀況(農務局、 農務時報、第五十三號、昭和八年二月)参照。

第三十

亢

卷

五.

三七

第一

號

六

Ŧ.

望

まし

٤

は云

それ

だけ

他

地

方の

生産

す

る米

0

農業を

利

也

な

ር ን

こととな

る。

加

之、

Ō

場

かゞ

あ

ર્ક

從て此

の

方

面

0)

增產

は

人口

增

加

13

生産力

を高

85

外

國

並

!...

植

民

抛

農業

(:

業

間

0)

優

勝

劣敗

を促

す

<u>خ</u>

は

反っ

て各地

方

45

多

地

域

間

0

自

由

競

爭

z

盛

h

12

し

適生

產

を適地

促

Ū

Ō

יל

Š

各地

方の蒙る

打撃を少く

するや

し不況

期に

於て

は、

農

産物

に對

する需

要の

增加

(re)

國

內

0

販

賣

を目的

とす

る農産物

の

增

產

は、

促さ

n

1-

る各種

農產

物

0

適

地

適生産

1

基

<

る。

此等

0

地

方

0)

米

麥自

給

の

擴

張

は

或

る意

味

Ť

ź

所の

自給

生產

物

の

增

產

T

あ

ź,

例

は養蠶

地

增 加 以 上の は、 之を俄に期待 如く考察し來るときは し得ないであらう。 目下の 世 界 的 不 沈

す (2)ż 生産費 は そ の 韴 Ð 贩 渡 賣價 目 格を低 下 Ò 世 界的 下 し 不況に な d n 際 ばな Ù 般 Ġ בע 購 o Z n 42 は農産 物 の 生產 費 の 低下 z 圖 る を 要

約し、 す。 ことによりて、 就ては後に論ずる。 勞働とがあ は 單價を引き下ぐることによりて多少の需要增加を喚起し得るも、 等量 生活費の低下に俟たねばならぬ。之は農家が交換經濟に入込んでゐる今日に於ては、 りて之を減少し、 にまで展開 期待を掛くるを得ないから、後者の方向が主として採らるべきである。 る設備に一定の する生活必需品 て節約すべき餘地は少ない。次に自家勞働費の引き下げは、 但し主として自家勞働に依存する、本邦に於て支配的なる小農經營に於ては、この方面に於 生産費の引き下げは、 一面その重要部分を占むる肥料價格の低下、公租公課の引き下げ、 の生産物をより少なき生産費によりて生産する外はない。この場合に於て前者にありては 勞働 るが、 の苦痛を成るべく少なくすることは、 少なくとも右のコストを償ふに足るのでなければ、眞の農村更生には役立たない ⇒ 他面では農業勢働費の節約が問題となる。 の價格低下によるか、又は農家の生活基準の引き下げによる外はな 又は之に代替するに自家勞働を以てし、農家の貨幣支出の減少を圖るべきであ ストを要する限り、それによりで節約される自家勞働力を他に有利に利用する 雇傭勞働に對しては農業生産の機械化、 更に農業生産上に於ける電動機や石油發動機の利用によりて自家勞働力を節 同一の經費を以てより多くのより優れたる生産物を生産するか、 理想上極めて望ましいことであるが、 共同經營其他による經營の合理化によ この農業勞働の内には雇傭勞働と自 自家勞働力の再生產費、 不況期に於ては此の點に大なる 小作料の合理化等の 而して生産費の引き下げ 農家の 即ち農家 併し この かゝ 購入 問題 或は 點 0

であらう。

濄 機 ある。 は 利 ち工 利 (3 朴 村 しく (= | 剩勞 (3) 械 用 副 13. 1. 業 業 選 ۲ は 農業勞力 を ば h 0) Z 力を 之に反 機 决 過剩勞力 · え ペ 0 į, Ó の工業化、 利 增 用 攴 方面 定 H 會 **(**) きで <u>ئ</u>اج 舍 利 13 し 30 かう E 用 Ū 前 殘 の τ ti Τ. あ 於て の分散と云ふ カシ 利 他 提とする。 今日 2) つ し て、 業 若しく þ 限 多分に 用 7 の 多 は 化 1 旣 h 第二に (農業より 積 决 る す ζ. 02) 大資 ば エ あ 無闇 る と して 極 O之等 Ź, 故に 的 地 容易 農家 業の に農家 Ġ, ž 本に 方 (之を行 ŧ Ó 海 は 0 0 た之は 農村 各種 農 農 が 外 T]; 工業 行に はな 都 村 b 0 加 所得 化 村繁榮 市 輸 副 τ 2 0 農業生 於て 出 業乃 なっ 合理 より T. は I. (° 01) 業 得 此 を増 場 3 生產 生産 購入する工業 るべ 併し 的 の Ø な して 至 要求 分 加 產 V. は (, > 農産 ာ 數村 離 き商 農村 化さ 地 す 2 0 に應す 李 ることが 13 かゞ <u></u> n た農 t 物 節 衰微 原 る 品 Ι. M ĵ, 的 副 文 業 料 O) Ί. る為め 性 品に代 業 は 加 運 す 產 \mathcal{O} 7.) 搬 質に 叉農村人 背 必要とな 品 輸 砌 ることっ 工 る sp. 及 P 入 0 Ø T より 生產 副業 製 替 냽 は 加 カ> ある。 B す 멾 12 る。 Ź 口 なら を る商 代 常に 方 的 配 農 業 Ł 替 の 給 面 ざる 併 最 促 垍 냷 15 民 務 數 市 \mathcal{O} す は 近 場 Ø) ζ 加 べ 便 炒 0) 13 生産に 否等 工業 工業 盛 を ž 於 n 65 韯 ₹ る。 得 ょ 商 7 尙 15 村 は h 提 Š 階 0 0) 밂 な 需 ほ A. 向 既 綖 農 唱 3 から 相 ኒ » 0 耍 生產 2 村 仐 優 ふべ 當 쬵 Ž n 0 ታን 5 ば 發 Ħ 良 的 化 O) n n Ø 勞 ps 0 15 ₹ を第 見若 進 理 B 農 卽 有 **の** 充 由 3

作料の (合理化 小 作農 Œ 於 0 る生産費の 重 要項目をなす小 作 料 を合理 化すること かっ 望 ŧ

(4)

ИL

農村經濟更生運

動

の目

る

配慮か

必要で

あ

る

《三十八卷 五三九 第二號 六

-[:

I) 拙稿前掲論文参照。 2) 農林省、農山漁家副業指針(昭和七年十二月)によれば、現在農山漁家の副業 品と目さるべき商品の種類は二百を敷へ、その主要生産地の生産量は相當多 額に上つてゐる。

結果 村 Ų る為 間 生活が次第に困難となり、 地 ん 主偏 の平 の妥協 元來小作問題の素因をなすものは、土地分配の不良、小作地の遞增、 て返地 和を復活 作權 小 > の餘地 從來の如き小作料減免問題を中心としたる爭議が、 作 あ の確立、 料滯納に基因 小作人の自覺等であるが、最近に於ける農産物價格の下落に伴ひ、 10 る。されば小作調停法に更に一歩を進め、 要求する消、 は著しく狹められてゐる。 兩者協力して農村の經濟的更生運動に精進するやう促すべきであらう。 小作料の合理化を圖り、 し土地を引き上げんとする者、 加ふるに都會の不況により小作人の出稼の機會も失はれ、今日 競賣の結果新地 殊に最近は中 この新地盤 主に於て自作の 我國情に卽したる合理的な小作法を制 小地主、 負債の重壓 の上で地主、 今や土地返還を中 *†*:: め返地を要 小作人の生活が より逃れ 小作人間の協調を促し、 小 求す 作條件及び小作契約 る 地主及び る者等が 1-心とする爭議 め土地 困難とな 推加 小作 を賣却 りたる ij 人の した 兩 12 農 定

四

農家の 支拂といふ金錢的支出がある。茲に租稅負擔の輕減と負債の整理とが問題となる。後者は金融部 ば問題はない。 よりて惹起される事である。 次に 購入する農産物 流 通 部 面 第二に農産物價格の著しき下落に拘らず、低下せないものに借金の償却、 に於ける諸方策に就て見るに、 の價格と農家の購入する農業用品乃至は生活必需品價格との 農産物價格が農民の購入する商品價格と同樣の割合で低下するなら 先づ第 一に注意 すべ きは、 今日 の農家 間 ഗ 0 價 稅 格 差に 金

産業 主的な は 面農家の必需品價格の引き下げが要求され あ ĥ 組 合の 得 るものとが 先づ價格差の緩和策について見るに、 な 嵬 \mathcal{O} 部 現在 考へられる。 囬 1 我國 於 け 0) る活動 農民の 自主的 協 は尚 同 ほ弱 組 な 合運 るもの る。 ر با د これには一面農産物價格の維持安定が要求され、 動 た か 前者に就ては、 は は 尙 今日 當 ほ 微 Ö 面 Ø 々たるも 社會に於ては農民 經濟 更生運 國家政策的 のであ 動 9 は此 なるも の 殊に の強化 協 同 其 Ō 組 غ. を要求し 0 合 運 主 農民 流を 動 する。 の 外に の自 なす 他

浴するものゝ多くは、 むる 於ては、 U n 統 0 は じる 統 弱 制 (1 ばならな 機會を多くすると共に、 先づ 仑 制 ر . د 法で 1: 斵 米穀 これ めに 完全なる植民地米の移入統制を缺くから、 行 は しっ 米穀統 財 12 は יל 就て見るに、 Ŕ 更にその 政的負擔を過大ならし その 知 剒 n 地方又は都會の米商人たるが如き現狀を矯正しなければならない 運用上に於て米買上の手續を簡便に な 法の如き國家政策を必要とする所以である。 結果 い。 産業組合もまた全力を舉げて之が補强工作をなし、 農民の自主 ともあ 0) 如 何に れ今 よりて Ø) 的統制 Ħ る 惧が 0 米穀 は、 機 あ 關たる農業倉庫、 統 3 制 層 內地 か> 5 法 徹 米價 底的 の下に於ては、 Ų 近き將來に於て な 格の統制 眞 る米専賣制 の農民をして其の 併し現在のこの 販賣組合、 は充分では Z は の效力を充分に の 質施 光づ 全版 統制 植 75 (] 統 聯 浴惠に浴 まで 民 ्र 地 눼 Ö 法 **今**日 の 活 向 法 米 恩 發揮 は 0 Q動 下 (ご 移入 は尙 せし なけ の儘

口農産物中、 生絲價格、 從で繭價格 の統制は最も困 難 であ る。 これ生絲 價格が 面アメ 六九 IJ 力

あ る。 統 購買力の如 的 約組合を養蠶實行 抗すると共に、 に於ては、 ればならぬ。 は府縣單位の產業組合聯合會が實質上の出荷團體となることによりて、 なる繭價格 生産費の低下、 その販賣すべき繭に就ては、 何によりて左右される上に、 丽 の構成を期し得る で 他方組合製絲の存せざる地方にありては、 して生産費低下 組合たらしめ、 輸出統制を圖ると共に、 は製絲、 且つこの實行組合を産業組合の一 あらう。 養蠶、 他面人造絹絲の壓迫を蒙るからである。 方組 この途は既に産業組合法の改正に よつて開か 桑葉栽培を通じて之を闘るべ 生絲の販路擴張や新用途の發見、 合製絲の團結によりて大製絲會社 今日大製絲會社の支配下にある養蠶 部とな 製絲業者と對抗 きである。 之を統 故に品質の改良 擴大に努め の大資本力に對 一する 農民 れて 合理 なけ の側 郡

- 聯合會に團結し、更に全國的聯合會に統一し、 爭を避け、 俟つ外はない。 て價格の安定を圖 (~) 果實蔬菜の 各都市中央卸賣市場 從て果實蔬菜の出荷に就ては、 如 「るべきである。 き腐敗性大にして、 への出荷を季節的にも數量的にも之を全國的に統制し、之により 永く貯藏し得さる商品の價格統制は、 之によりて地方又は府縣間の生産及び販賣上の競 各農村の出荷組合、 販賣組合を各府縣の 農民の自主 販賣組 的 運 動
- 二農家の必需品價格の引き下げは、 日用品の配給に就て最近目覺ましい發展を示しつゝある。併し之によりて存在の餘地を失ふ 購買組合の活動に俟たなければならない。系統組 合は肥

中 あらう。 るに鑑み、 蕳 商人の 今日の 國家も之を支持すべきであらう。 反對運動が起りつゝあるも、 產業組 合運動 は農村 の 唯 併しこの反産運動は寧ろ産業組 の自治的、 改良運動であり、 寧ろ農民運動の安全瓣た 合運動の 促進劑となるで

少され から、 る。 特に農民の租税負擔は過重となる。 で自由に引き下げ得るも 課税標準及び税率が十ヶ年間据置きなるため、農家の所得が減少するも、 たることと、 年度の農村租 負擔の開きを増すからである。この農民租税の過重は地方稅、殊に町村稅の過重にある。 第二に農民の 問題が喧しい 二、農村租税の輕減 この 次に農民租税の固定性 ない 名目上農村の租税は固定的でないとも云へるが、 點所得稅や營業收益稅と異なる。 から、 農民租税の大部分が地方税たることゝに基く。 租税の特殊なる固定性により、 の 税負擔の割合は、 は、 **賃質的には固定的とならざるを得ない。** 第一に農業者の負擔する租税が ので 第二に問題となるは、 は、 あり、 農民の負擔する國稅、 國稅一六·五八%、 而して町村財政支出中に於て、 また村税の二二・八%を占むる戸數割も自由に引き下げ得る 併し地租附加 他産業に比して不況期に於て、それが輕減さ 農村租税の輕減である。農村に於て特に此の輕減 道府縣稅三七一〇%、 他産業者のそれに比して過 地方税を通じ多くの 財政支出は財界の變動に應じて簡單 稅 茲に於てか農產物價格の低落時代に の 最近地 税率は府縣によつて、 教育費が最も多く、 租は收益税となれ それに應じて減少 部分が地租 村税四六・三二%で 重だか るも らで 定の制 關 昭 係 昭和 和 0 せな その <u>ز</u> ٔ Ŀ 限 租 稅

農村經濟更生運動の目標

第三十八卷 五四三 第二號 七一

分を占めてゐるから、 度豫算四億五千萬圓中、 すべきであらう。 方税負擔を免れるため都會に移轉する不在地主に對しては、社會政策的立場から不在地主稅を課 は戸敷割(家屋附加税を加ふ)にして、昭和七年度豫算では一億三千萬圓に達し、町村税收入の六割五 農村の租税負擔輕減は、この方面に於て行はるべきである。 約二億圓を占めてゐる。之に對應する農村の租稅收入中、 尙は農村 最も多額な ற் 地

生活餘力、換言すれば金錢收入の増加は過去に於ける負債の利拂に追はれ、 等につき、その緩和をなすやう協定をなすべきものとする。 を爲さしむ るもので ある。 無限責任又は保證責任の負債整理組合を組織せしめ、 れば、負債を整理せんとする農、 ぐるを得ないであらう。 上の重壓を緩和 ケ年間に二億圓の資金を、 組合は債務者たる組合員と其の債權者との間に立つて、 と、及び負債整理の骨子たる負債償還計畫は之を確實に履行すべきものとする。 三、負債整理 し、之を除却する途を講ぜなければ、 現在の農村は多額の負債を有してゐるから、この負債より生する經濟上、 かの負債整理組合法は此の目的のため制定されたものである。本法によ 大臟省預金部より、 卽ち負債整理を爲す農家は必ず經濟更生計畫を樹て之を實行す るこ Щ 漁家をして隣保共助の精神に則り、 市町村を經て負債整理組合又は負債整理事業を行 農業經營、 部落民をして眞に協力一致して負債の 負債の金額、 この負債整理を行 農家經濟の改善によりて生ずる 利率、償還期限、 部落區域を原則とする 容易に更生の實を專 ふため、 而して負債整理 國 償還方法 家 生活 整理 は

負債に及ばざる點を考慮して、負債元本及び累積利子の或る程度の切下げを圖ることが望ま 0 千萬圓を國家に於て、 ふ信用組合に貸付し、 成績は その限度は債權者をして其の受領せる貨幣を以て、貸付せる當時購買を豫期せると同量の 勿論一定の期間後でなければ判明せない。 **殘り三千萬圓を道府縣及び市町村が負擔することゝなつてゐる。** 之によりて生することあるべき損失に付六千萬圓を限度とし、 この負債整理の實行上、 般物價下落が固 その半額三 この事 定 業

品を購買し得る程度にあらしめたい。

占め、 め によれば、 ける農家一戸當りの負債は平均八百五十七圓な るが、この中に於て農業用負債は四四•九四% 何等寄與せざる消費負債の可成り多い事である。農林省農家經濟調査によれば、 に新なる活動舞臺を興ふるであらう。尚ほ注意すべきは農家の負債中には、農業生産力の發展に るやう努力しなければならない。 金借入利率の低下を闘らなければならない。 カ> 他は大體消費信用負債である。 く負債の整理をなすと共に、 農業外負債は五五・○六%に及んでゐる有樣である。 左表に示す如 く肥料費、 農家經濟の收支均衡を闘 丽 土地購入費、 して農村金融方面に於ても、 昨年度制定されたる農業動産信用法は農村信用組 事業資金を農業資金と見て全負債の四 þ また静岡縣引佐郡伊谷村の 將來重ねて不生產的負債を生ぜざ 信用組合の普及により、 昭和五年末に 負 九%を占 生產資 債 調

於

日本農業研究會編、日本農業年報、第

五四五

第三十八卷

農村經濟更生運動の目標

I)

七三

負债原因	全負債 に對す る割合
建築及び 家屋修繕	28.5
事業資金	25.6
土地購入	15.0
冠婚葬祭	11.5
肥料代	8.8
醫料費	5.5
教育費	2.0
事業失敗	1.8
證人辨償	1.0
社交費	0.3
A	
にんこうさん。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	債の
くさ債	

よりて、不生産的負債をなるべく少なからしむることは、れる。されば農家の消費經濟部面の合理化を圖ることに信用負債が案外多額に上るものではあるまいかと考へら負債の實狀を察するを得ないが、併し農家に於ては消費

目下の急務でなければならない。

段の配分を要求する方向に進み、農家生活品中、 かっ n 從て今日の農民は景氣變動に應じて、一喜一憂せざるを得ないことゝなり、昔しながらの農村の が都 ければならぬ。 負債整理等を圖ると共に、 安慰生活は失はれるに至つた。 回 つ たのは、 たからであ 市住民のそれに比して、決して優れるものとは考へられない。甞て農村が暮しよいと感ぜら 購入品をなるべく安價に購入せなければならない。 農家の生活改善 その生活が主として自給自足の經濟を營み、 ź, 我國農家の生活程度は、 然るに今や農民も交換經濟化の結果として、都會住民と同樣なる慾望充足手 以上論じたる諸方策によりて、一方農村の收入增加、 他方個々の農家に於ても生活の改善を圖 され ば殊に不況期に於ては、 歐洲大戦當時の好景氣以來、 市場より購入する部分が著しく増大してゐる。 市場の景況 この兩者に就ては既に論及したる處で 消費部 5 如何によつて多く影響されな 面に於ける自給生産を増すと 著しく向上したと云ふも 家計收支の均 租税負擔の 衡に努めな 輕 0

意識 之を改善し、生活費の低下に努むべき餘地が可なり多い。 ある。これと同時に農業本來の立場は「利」のためにするよりも「要」のためにするものなることを し、仕事を仕事として樂しみ、徒に農村生活を都會化すべきではない。今日の農村生活には、

の — の一主因をなしてゐる。この點に於ける生活樣式の改善により相當なる冗費が節約されるであら イ農家は冠婚葬祭に就ては、自己の收入を顧みず、身分不相應なる出費をなし、之が農家負債 方法であらう。 更に積極的には産業組合の利用部によりて冠婚葬具の利用事業を經營するも、 その經費節約

近い全國の農村の内で、三千二百三十一箇村に醫者がゐない。從て此等の村では遠隔 師を迎へる必要があり、ために高き往診料を支拂はざるを得ない。この不便を発れ、且つ醫藥費 の低下を圖るには、産業組合法による醫療組合の普及に俟たねばならない。 (u) 農村の生活費中、 重要なる項目をなすものに醫療費がある。 昭和五年に於ては約 の地 萬 一千に

的生活程度の引き下げも、また已むを得ないであらう。併しその限界は、農家收入の減退に應じ あるであらう。農村生活の向上は勿論望ましい處であるが、今日の如き不況期に際しては、一時 尙ほこの外にも農村生活の合理化を圖るべき餘地が、住居、嗜好品、 支出を縮少する程度に於てゞある。 被服費等に於ても可なり

五

農村經濟更生運動の目標

第三十八卷 五四七 第二號 七五

經 τ ばなければならないであらう。 種々なる方面に亘りて樹立すべきである。この農村疲弊を一擧にして克服し得べき萬能藥は決し 於ては、 國家政策とが渾然融和して有機的な 活改善に全力を盡さなければならぬ。 また農民自らの責任に歸すべきものも多々ある。されば農民は自ら深く反省して、先づ自己の生 であらう。 せなければならない。この農村疲弊を一擧にして克服するに足る萬能藥の存する如く主張 τ 日に 濟更生策の 存するも 論じた。この農村疲弊の原因が多方面に亘りて存する限り、之が對策も、 以 農會相互 Ĵ. それ自體徒に世人を興奮せしめ、 して成らなかつた、若し之を一日にして成さんと企てたならば、 に亘り各方面 農村 素より今日の農村疲弊の原因の芟除は農村經濟機構の改善に俟つべきものが多いが、 ので 樹立に際しては、 の間に於ても、 の自力更生運動の主體たり、 はない。 に於ける農村疲弊の原因を明にし、 しか その職能及び活動上に於ける充分なる調和を圖り、 .も農村疲弊の恢復は長年月を要するものであ よく其の村々の特殊事情を斟酌して、之に適應したる振興策を選 る一體を成さなければならない。 故に農村經濟更生運動に於ては農民の自力と之を補 人心を不安ならしむるに過ぎないであらう。 その指導の地位に立つべき農村關係諸國體 之を芟除するために この農村更生運動の途上 羅馬は全然成らなかつた るか またそれに照應して 採るべき諸方策に就 5 また個 根氣强 げに たる産業組 々の農村 <u>ئ</u> ~ 羅 く努力 するこ 騗

は